

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40 1 2 3 4 5

344

427

(外國ノ分)

桑港萬國博覽會出品類別並規則

臨時博覽會事務局告示第一號

桑港萬國博覽會出品規則左ノ通相定ム

大正三年六月一日

臨時博覽會總裁子爵

大浦兼武

桑港萬國博覽會出品規則

第一條 大正四年二月二十日ヨリ全年十二月四日迄北亞米利加合衆國カリフオ

ルニヤ州サンフランシスコ市ニ於テ開設スル巴奈馬太平洋萬國博覽會ニ出品

セムトスル者ハ本則ニ依ルヘシ

第二條 左ノ各條ノ一二該當スルモノハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一 明治三十七年以前ニ於テ採取、產出、加工、製作又ハ製造シタルモノ

二 風俗若ハ秩序ヲ紊リ又ハ衛生ヲ害スル虞アリト認ムルモノ

三 他ニ損害ヲ及ホシ又ハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與フル虞アリト認ムルモノ

四 前各號ニ掲クルモノ、外物品ノ種類、性質等ニ因リ出品ノ價值ナシト認ム

ルモノ

大正
3. 6. 9
内交

第三條 発火、爆裂其ノ他危険ノ虞アル出品ニ付キテハ陳列用トシテ包装又ハ模型ノ添付ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 農業、園藝、林業、礦業及水産業ニ屬スル物品ハ事務局ニ於テ指定シタル者ニ限り出品スルコトヲ得

第五條 出品セムトスル者ハ美術品ヲ除クノ外第一號書式ノ願書ニ各部別毎ニ作製シタル第二號書式ノ出品概目錄三通ヲ添ヘ大正三年七月十五日迄ニエラ地方長官ニ差出スヘシ

一出品人ニ於テ產地二府縣以上ニ亘ル同種ノ物品ヲ出品セムトスル場合又ハ二府縣以上ニ亘ル同業者カ合同シテ出品セムトスル場合ニ於テハ前項ノ期限迄ニ願書及出品概目錄ヲ事務局ニ差出シ且ツ其ノ旨ヲ關係地方長官ニ届出ツヘシ

第六條 地方長官ハ出品願書ヲ取纏メ前條第一項ノ期限後十五日以内ニ之ヲ事務局ニ送付スヘシ

第七條 美術品ヲ出品セムトスル者ハ第三號書式ノ願書ニ第二號書式ノ出品概

目錄二通ヲ添ヘ大正三年八月三十日迄ニ之ヲ事務局ニ差出スヘシ

他人ノ製作ニ係ル美術品ヲ出品セムトスルトキハ製作者ノ氏名ヲ出品概目錄ニ記載スヘシ

第八條 特ニ工事ヲ要スル出品ヲ爲サムトスル者ハ出品概目錄ノ外設計書及圖面ヲ出品願書ニ添付スヘシ

水瓦斯又ハ電氣ヲ要スル出品ヲ爲サムトスル者ハ其ノ種類、使用ノ目的及數量ヲ記載シタル書面ヲ出品願書ニ添付スヘシ

第九條 第七條ノ出品出願人ハ其ノ出願ニ係ル物品ノ鑑査ヲ受クル爲大正三年十月二十六日ヨリ同月三十日迄(午前八時ヨリ午後四時迄)ニ第四號書式ノ解說書二通ヲ添ヘ其ノ物品ヲ事務局指定ノ場所ニ搬入スヘシ

鑑査ヲ受クヘキ物品ノ荷造、運搬等ニ要スル費用ハ出品出願人ノ負擔トス
第一項ノ鑑査ニ關スル規程バ別ニ之ヲ定ム

第十條 第五條ノ出品出願人ニシテ出品ノ許可ヲ受ケタル者ハ第五號書式ノ出品入記目錄二通ヲ調製シ解說書二通ヲ添ヘ出品物輸出五日前迄ニ事務局ニ差

出スヘシ

四

第十一條 解説書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 品名
- 四 產地又ハ製造地
- 五 一箇年間ノ產額又ハ製造額
- 六 取引値段(神戸港若ハ横濱港渡百打ニ付何圓ト云フカ如シ)
- 七 協賛人アルトキハ其ノ氏名
- 八 内外博覽會又ハ共進會ニ於テ受領シタル褒賞

前項各號ノ外審查ヲ受クルニ必要ト認ムル事項アルトキハ之ヲ記載スヘシ

第十二條 出品物ノ輸出ハ大正三年十一月十五日ヲ限リトス但シ美術品ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 事務局ハ出品物ノ紛失其ノ他ノ損害ニ對シテハ一切其ノ責ニ任セス

- 第十四條 出品ノ陳列ニ要スル一定ノ陳列箱、陳列臺及一般ノ裝飾ニ限リ事務局ノ費用ヲ以テ之ヲ調製ス但シ出品人ノ自辨ヲ以テ設備ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ出品人ハ第五條ノ出品願書ニ設計書ヲ添へ願出ツヘシ
- 美術品ノ出品ニ要スル運賃、保險料及陳列、裝飾及管理ニ關スル費用ハ事務局ニ於テ之ヲ支出ス但シ出品人ノ自辨ヲ以テ特殊ノ陳列、裝飾ヲ爲スコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ出品出願ノ際其ノ願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ
- 第十五條 出品人自ラ出品ノ輸送、陳列、裝飾、管理及積戻等ノ事務ヲ處理セサルトキハ之ヲ事務局ノ指定セル出品管理者ニ委托スルコトヲ得
- 事務局ノ指定セル出品管理者ハ前項ノ委托ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十六條 出品人及出品管理者ハ陳列、裝飾、管理其ノ他出品ニ關スル一切ノ事項管理者ヲ定メ其ノ旨事務局ニ届出ツヘシ
- 第十七條 出品人及出品管理者ハ陳列、裝飾、管理其ノ他出品ニ關スル一切ノ事項ニ付事務局ノ指揮監督ヲ受クヘシ
- 第十八條 出品人廣告ノ目的ヲ以テ見本、引札等ヲ無償ニテ觀覽人ニ配付セムト

スルトキハ事務局ノ認可ヲ受クヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ出品ノ輸出又ハ陳列ヲ差止メ其ノ他適宜ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一 許可セサル物品ヲ出品シタルトキ

二 許可シタル數量以上ノ出品ヲ爲シタルトキ

三 出品カ腐敗、融解等ノ爲陳列ニ適セスト認ムルトキ

四 本則及博覽會ニ關スル其ノ他ノ内外ノ諸規則又ハ命令ニ違背シタルトキ

第二十條 出品ハ事務局ノ命令又ハ許可アリタル場合ヲ除クノ外閉會迄之ヲ撤去スルコトヲ得ス

第二十一條 出品人ハ本則其ノ他博覽會ニ關スル諸規則命令又ハ處分ニ對シ異議ノ申立ヲ爲シ若ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第二十二條 本則其ノ他博覽會ニ關スル諸規則ハ必要ト認ムルトキハ其ノ規定ヲ變更シ又ハ追加スルコトアルヘシ

第二十三條 出品人ハ本則其ノ他博覽會ニ關スル諸規則命令並巴奈馬太平洋萬

第一號書式美濃紙半折

出 品 願

國博覽會々社ノ發布スル諸規則ヲ遵守スヘシ

出品人ニシテ前項ノ規定ニ違反シタルトキハ事務局ハ適宜ノ處分ヲ爲シ且ツ

之カ爲ニ要シタル費用ヲ本人ヨリ徵收スルコトアルヘシ

私儀巴奈馬太平洋萬國博覽會ニ關スル内外ノ諸規則ヲ遵守シ別紙目錄ノ通出品致度候間御許可相成度此段相願候也

住 所 及 職 業

年 月 日

名 印

臨時博覽會總裁爵氏名殿

第二號書式(美濃紙半折)

出品概目錄

八

合 計	第 部		住 所	職 業	出 品 人	氏 名	
	番 號	品 名					

備
考

一本紙ハ各出品人一部毎ニ之ヲ認ムヘシ
一番號ハ各出品人一部毎ニ之ヲ附スヘシ

九

一品名ハ出品ノ本名ヲ記シ方名、譯名等アルモノハ之ヲ附記スヘシ
一數量ハ出品ニ對スル慣用ノ稱ヲ以テ之ヲ記スヘシ
一容積ハ長何尺幅何尺厚何尺ト記スヘシ
一非賣品ハ概價ノ欄内ニ非賣品ト記スヘシ
一目録ハ陳列館毎ニ取纏メ一冊トナスヘシ
一品名ノ合計ニハ點數ヲ記スヘシ
一部ハ巴奈馬太平洋萬國博覽會出品部類別ニ依リ之ヲ記入スヘシ

第三號書式(美濃紙半折)

一〇

美術品出品願

私儀巴奈馬太平洋萬國博覽會ニ開スル内外ノ諸規則ヲ遵守シ別紙目録ノ通出品致度候間鑑査ノ上御許可相成度此段相願候也

年月日

住所及職業

氏名印

臨時博覽會總裁爵氏名殿

第四號書式(美濃紙)

番號	品名	解說書		
		住所	職業	出品人氏名
命題ノ説明 傳記考證其ノ他命題ノ由來ヲ記スヘシ	履歴 <small>傳記</small>	流派、師傳其ノ他修業履歴ヲ記スヘシ	褒賞	從來褒賞ヲ受ケタル年月、褒賞ノ種類及博覽會若ハ共進會名ヲ記載スヘシ 前各項ノ外美術工藝品ニ在リテハ第十一條ノ規定ヲ參照シ鑑査又ハ審査ヲ受クルニ於テ必要ト認ムル事項ハ總テ之ヲ明確ニ記載スヘシ

備考

一協賛人アルトキハ其ノ住所、氏名及其ノ履歴並參與ノ事實ヲ記載スヘシ
一他人ノ製作ニ係ル美術品ナルトキハ製作者ノ住所、氏名及其ノ履歴ヲ記載スヘシ

一一

第五號書式(美濃紙半折)

一一

備考

一本紙ハ各出品人一部毎ニ之ヲ認ムヘシ
一番號ハ各出品人一部毎ニ之ヲ附スヘシ
一品名ハ出品ノ本名ヲ記シ方名、譯名等アルモノハ之ヲ附記スヘシ
一數量ハ出品ニ對スル慣用ノ稱ヲ以テ之ヲ記スヘシ
一容積ハ長何尺幅何尺厚何尺ト記スヘシ
一原價及賣價ハ各番號ノ出品ノ記載數量ニ對スル價格ヲ示スモノニシテ
一箇、一對、一ダース、一組等ノ單價ヲ示ス必要アルトキハ記事欄ニ於テ之ヲ
ヲ明示スヘシ
一一ダース、一組等ノモノヲ分割シテ賣却スルモ差支ナキトキハ其ノ旨ヲ
記事欄ニ明記スヘシ
一非賣品ハ賣價ノ欄内ニ非賣品ト記スヘシ
一目錄ハ一部毎ニ取纏メ一冊トナスヘシ
一品名ノ合計ニハ點數ヲ記スヘシ

三

大正三年五月卅一日印刷

大正三年六月一日發行

臨時博覽會事務局

東京市京橋區瀧山町六番地

印刷者 小川邦孝

印刷所 東京製本合資會社

東京市京橋區瀧山町七番地

344
428

3 8

終

